

理　　由　　書　（案）

○東部処理場第2施設から東部雨水ポンプ場へ

当該処理場は当初、昭和37年から供用開始され、東部処理場第1施設が昭和57年に供用開始されたのち、平成13年には東部処理場第1施設の2系処理施設完成に伴い、東部処理場第2施設の水処理を休止し、現在までは雨水ポンプ施設として市内の浸水対策に機能している。

施設の老朽化及び耐震化対策として施設再構築を実施するにあたり、処理施設としての機能は不要であることから、東部処理場第2施設を廃止し、東部雨水ポンプ場として再構築する。

再構築するにあたり、不要となる面積を縮小する。